

資料 1

1 動物愛護推進員の委嘱について

目的：動物愛護推進員を委嘱することによって、地域に根ざした動物の愛護や適正飼養の活動を推進する。

[広島県案]

I 方針

動物愛護管理推進計画では、地域における動物愛護の中心的役割を果たす動物愛護推進員の活動が明記されており、平成22年度を目途としてその推進員の委嘱を行う。

II 推進員委嘱案

- 1 事業担当部署
 - ・ 健康福祉局保健医療部生活衛生課食品衛生室
- 2 委嘱対象
 - ・ 広島県内に居住している（広島市，呉市，福山市を除く）満20才以上の者（理由）・3市とも市毎に推進員を委嘱することから、混乱を避けるためにも3市は除くこととする。
 - ・ 協議会構成団体からの推薦による（各協議会構成団体から市町に偏りがないように推薦，推薦書及び写真の提出）（理由）・動物の愛護及び適正な飼養の推進に関して識見を有している。
 - ・ 様々な団体から選考でき，公募に準じた選考の形式をとれる。
 - ・ 各都道府県市でも同様の方法により委嘱している（委嘱済自治体の44%）。
 - ・ 現在でも，協議会構成団体は行政の動物愛護管理施策に協力してもらっている。
- 3 委嘱人数
 - ・ 40名程度
 - ・ 可能な限り1市町1名以上（広島市，呉市，福山市を除く11市9町）
- 4 委嘱期間
 - ・ 2年間とする
- 5 活動範囲
 - ・ 広島県内（広島市，呉市，福山市を除く）
- 6 活動内容
 - ・ 相談への対応（動物の所有者，町内会，住民の求めに応じて）
犬・ねこ等の不妊去勢に関する助言，犬・ねこ等の譲渡の斡旋等の支援，犬・ねこ等の適正な飼養に関する助言等（必要に応じて，動物愛護センターを紹介）
 - ・ 普及啓発
各種啓発リーフレットの配布，ポスターの掲示，地域啓発イベントの開催や講演，町内会や住民への啓発等（動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発，動物の所有者確認のための標識等の普及啓発，人と動物の共通感染症に関する正しい知識の普及啓発等）
 - ・ 動物の愛護と適正な飼養の推進のために行政が行う施策への協力等
動物愛護のつどい等の動物愛護週間行事への参加・協力，地域での啓発イベントへの参加・協力等
- 7 委嘱経費
 - ・ 委嘱料は無し（完全なボランティアとして活動）
 - ・ 研修会等にかかる旅費も支給しない，推進員への傷害保険の加入も無しとする

- ・ 予算は研修会等における講師への旅費，通信費のみとする
- 8 研修会（年1回開催）
 - ・ 年1回，推進員の研修会を実施し，資質の向上に努めるとともに問題点の把握・解決に努める。
 - ・ 委嘱開始初年度は4月に県庁で委嘱式と併せて開催
 - ・ 2年目以降は毎年7～8月頃に県庁で開催
 - ・ 2年目以降の内容は講演に加えて活動報告からの意見，問題点の協議を行う
- 9 報告
 - ・ 年1回4月30日までに前年度活動内容を県知事に報告
 - ・ 取りまとめて協議会，研修会において問題点を協議
- 10 広報
 - ・ 県，動物愛護センターのHP等による周知
 - ・ 各構成団体からの周知
- 11 その他
 - ・ 動物愛護管理推進協議会において活動報告からの問題点等を協議，今後の取り組み等の検討
 - ・ 推進員委嘱後は，HP上に市町名，委嘱人数を掲載（問い合わせがあれば紹介することとする）
 - ・ 推進員間の連携のために，了解が得られれば推進員名簿を作成，配布
- 12 設置要綱（別紙省略）

Ⅲ タイムスケジュール

- ・ 平成21年9月～ 委嘱対象，委嘱人数，活動内容の検討
動物愛護推進員設置要綱の検討
- ・ 平成21年10月 推進員制度に係る必要予算の計上
- ・ 平成22年1月 関係団体等と調整
動物愛護推進員設置要綱の策定
- ・ 平成22年2月 関係団体からの推薦
- ・ 平成22年4月～ 動物愛護推進員の委嘱開始，研修会実施（委嘱式を兼ねる）